

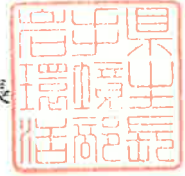
資 循 第 381 号

平成 25 年 10 月 7 日

一般社団法人岩手県産業廃棄物協会

会長 門脇 生男 様

岩手県環境生活部長



地方公共団体や事業者が生産する有機質土壌改良資材の取扱いについて
本県の廃棄物対策に関する業務の推進につきましては、日頃から御協力いただき感謝申し上げます。
このことについて、別添のとおり農林水産部から通知がありましたので、参考までにお知らせします
つきましては、貴協会員への周知について御協力をお願いいたします。

担当 〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
環境生活部資源循環推進課
廃棄物対策担当 玉田
電話 019-629-5366
FAX 019-629-5369
Email y-tamada@pref.iwate.jp



農 普 第 3 6 4 号
平成25年9月30日

環境生活部長 }
県土整備部長 } 様

農林水産部長

地方公共団体や事業者が生産する有機質土壌改良資材の取扱いについて
このことについて、別添のとおり農林水産省から通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、関係者に対し、標記通知について周知していただくようお願いいたします。

<担当>

農業普及技術課 技術環境担当 下斗米

Tel 019-629-5652 / Fax 019-629-5664

E-mail : shimotomai@pref.iwate.jp



25北生第1191号

平成25年9月13日

岩手県農林水産部長 殿

東北農政局生産部長

地方公共団体や事業者が生産する有機質土壌改良資材の取扱いについて

このことについて、農林水産省生産局農産部農業環境対策課長から別添写しのとおり通知がありましたので、御了知願います。





25 生産第 1856 号
平成 25 年 9 月 9 日

東北農政局生産部長 殿

農林水産省生産局農産部農業環境対策課長

地方公共団体や事業者が生産する有機質土壌改良資材の取扱いについて

日頃より農林水産行政の推進にご尽力いただき有難うございます。

落ち葉、雑草、樹皮（パーク）、剪定枝、木材チップ・パウダー（樹皮を除去したものを除く）等の有機質土壌改良資材の取扱いについては、「「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定及び土壌改良資材中の放射性セシウム測定の扱いについて」（平成 23 年 8 月 31 日付け 23 生産第 4273 号農林水産省生産局農業生産支援課長、農業環境対策課長通知）により、17 都県内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県をいう。以下同じ。）においては、新たに生産・出荷及び施用することをできる限り控えるよう指導していただいているところで

す。一方、有機質土壌改良資材の生産・出荷（譲渡を含む）を控えることによって、有機質土壌改良資材の管理が適切に行き届かなくなり、その結果、廃棄物の増大等を引き起こす恐れがあります。

このため、この度、17 都県内の地方公共団体及び事業者（個人農家を除く）が生産する有機質土壌改良資材の取扱いを別添のとおり定めたので、御了知の上、貴局管内の関係都県あて周知するとともに、適切なお指導をお願いします。



地方公共団体や事業者が生産する有機質土壌改良資材の取扱いについて

平成 25 年 9 月 9 日 25 生産第 1856 号
農林水産省生産局農産部農業環境対策課長

1 基本的な考え方

- (1) 落ち葉、雑草、剪定枝、樹皮、木材チップ・パウダー（樹皮を除去したものを除く。）等の農業用有機質土壌改良資材（以下「有機質土壌改良資材」という。）については、今もなお、放射性セシウム濃度が暫定許容値 400 Bq/kg を超える可能性が排除できないことから、「「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定及び土壌改良資材中の放射性セシウム測定の取扱いについて」（平成 23 年 8 月 31 日付け 23 生産第 4273 号生産局農業生産支援課長、農業環境対策課長通知）に基づき、17 都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）においては、新たな生産・出荷・施用をできる限り控えることとする。
- (2) ただし、17 都県内であっても、有機質土壌改良資材の販売・譲渡を行おうとする地方公共団体や事業者（個人農家を除く。）（以下「再開事業者」という。）が、都県の指導の下、有機質土壌改良資材の検査方法等を記載した「有機質土壌改良資材の放射性セシウム検査計画書（別記様式）」（以下「検査計画書」という。）を国と協議の上で作成し、検査計画に基づいた検査の実施及び結果の報告等により、暫定許容値（400 Bq/kg）以下のものみの出荷及び利用が可能な場合にあっては、地方公共団体や事業者による有機質土壌改良資材の生産を再開できるものとする。
- (3) 個人事業者及び国が協議を行う点は、次の 3 点とする。
 - ① 有機質土壌改良資材の生産再開理由が妥当であること。
 - ② 処分されない放射性廃棄物の増加を抑制するため、予備調査等により生産される有機質土壌改良資材の放射性セシウム濃度が暫定許容値以下である可能性が高いことがデータで示されていること。また、生産物の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えた場合における処分計画が適切であること。
 - ③ 放射性セシウムの検査方法が試料のサンプリング方法を含めて適切であること。

2 具体的な手続き

- (1) 草木や落ち葉等を原料に販売・譲渡（生産した有機質土壌改良資材が用途を特定せずに配布される等農業利用の可能性が排除されない場合を含む。）を目的とした有機質土壌改良資材の生産を予定する再開事業者は、原料採取予定場所における有機質土壌改良資材の原料の放射性セシウム濃度の状況を確認するための予備的な調査（以下「予備調査」という。）を行う。
- (2) 再開事業者は、生産再開日の 1 ヶ月以上前に、都県の指導の下に作成した検査計画書に予備調査の結果を付して、管轄する都県及び地方農政局生産部生産技術環境課

(以下「地方農政局」という。)を經由し、農林水産省生産局農産部農業環境対策課(以下「農業環境対策課」という。)に提出する。

- (3) 農業環境対策課は、提出された検査計画書に記載された内容が1の(3)にてらして適切であることを確認し、適切である場合は地方農政局及び提出のあった都県を經由し、その旨を再開事業者に通知する。
- (4) 再開事業者は、(3)の通知を受けた後、検査計画書に基づき検査を行い、当該検査終了後に「土壌改良資材の放射性セシウム検査報告書」(検査計画書と同一様式。以下「検査報告書」という。)を管轄する都県及び地方農政局を經由し農業環境対策課に提出する。
- (5) 検査は、再開事業者が生産した有機質土壌改良資材の全てのロットを検査するものとする。
- (6) 再開事業者は、検査計画書に記載された採取場所から採取した原料を用いて生産する有機質土壌改良資材の検査結果が原則として2年間連続して暫定許容値の2分の1以下(200 Bq/kg)となった場合、農業環境対策課と相談の上、翌年以降の放射性セシウム濃度の検査の必要性を判断する。
なお、過去に農業環境対策課の指導の下に行われた有機質土壌改良資材の放射性セシウム濃度測定結果についても、本通知に基づく検査結果と同様の扱いとする。
- (7) 再開事業者は、原料の採取場所を変更する場合は、採取場所を変更する1ヶ月以上前に当該採取場所に係る検査計画書を作成し、予備調査の結果を付して都県及び地方農政局を經由し、農業環境対策課に提出するものとする。
なお、その後の手続は、上記(3)及び(4)に準じるものとする。
- (8) 国は、本取組が適切に実施されていることを確認するため、都県と協力して、適宜、販売・譲渡される有機質土壌改良資材の放射性セシウム濃度を測定するものとする。

3 検査計画作成等にあたっての留意点

- (1) 有機質土壌改良資材の生産再開理由には、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」という。)前の生産利用状況、原発事故から現在までの状況及び生産を再開する必要性を必ず記載すること。
- (2) 検査計画書には、生産再開を図る地域における有機質土壌改良資材の放射性セシウム濃度の状態をあらかじめ把握するため、予備調査の結果や都県等が実施した類似の資材の調査結果等を添付すること。
また、原料採取場所(予備調査の実施場所を含む。)を明示した位置図を添付すること。

なお、予備調査の結果が暫定許容値を超えている場合は、処分委託予定の事業者による受入及び処分に係る同意書（仮契約書）等の写しを添付すること（一時保管を予定する場合は、経費負担を明確にした書面や保管予定者の同意書等を添付すること）。

- (3) 予備調査は、対象事業者が実際に採取を行う予定の有機質土壌改良資材の原料等を調査するものとし、原料採取予定場所における有機質土壌改良資材の放射性セシウム濃度が適切に推定できるよう、原料採取予定場所内で空間線量の高い採取場所を選定するとともに、地形や面的広がり等を考慮した調査点数を確保するものとする。
- (4) 放射性セシウムの検査は、「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」等、別紙様式の7の記入上の注意に掲げる各通知を参考に、適切に有機質土壌改良資材を検査すること。
ただし、
 - ① 出荷する状態の全てのロットを検査すること。
 - ② 試料をサンプリングする前には、ロットごとに十分な切返しやかくはん等を行い資材の均一化を図ること。
- (5) 有機質土壌改良資材の形状が一定でないことから、資材の形状やロットの考え方、ロットからの試料のサンプリング方法、試料の前処理方法について詳しく記載すること。
- (6) 検査報告書には、試料のサンプリング状況と採取試料の写真、分析機関が発行した検査結果に係る書類の写し等を添付すること。
- (7) 利用管理計画及び検査報告から、予備調査や検査のための試料サンプリング方法が適切でないと判断される場合は、再採取を指導することもあるので、留意すること。

有機質土壌改良資材の放射性セシウム検査計画書（検査報告書）

平成 年 月 日

1 有機質土壌改良資材の種類 []

注：本計画書は有機質土壌改良資材（落ち葉、雑草、剪定枝、樹皮、木材チップ・パウダー）の種類ごとに作成すること。

2 有機質土壌改良資材の生産者

事業者名（製造所名）	
所在地	
担当者所属、氏名	
電話番号	

3 有機質土壌改良資材の生産再開理由

(1) 原発事故前の生産利用状況

(2) 原発事故から現在までの状況

(3) 生産を再開する必要性

4 生産する有機質土壌改良資材の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えるおそれが小さいと判断した根拠（予備調査等のデータに基づき説明すること。）

5 有機質土壌改良資材の生産計画（検査結果）

別添のとおり。

6 検査の結果暫定許容値を超えた場合の処分方法

経費負担者	(例) ○○市
処分委託先	株式会社○○（産業廃棄物）
処分方法	株式会社○○において焼却の後、特定産業廃棄物として処理予定。
処分時期	発生後、半年以内。

注1：一時保管を行う場合は、保管にかかる経費負担者、一時保管委託先、一時保管後の処分方法、処分予定時期を記載する。

注2：予備調査の結果が暫定許容値を超えている場合は、処分委託予定の事業者による受入れ及び処分に係る同意書（仮契約書）の写し等を添付すること。

7 検査方法

【記入上の注意】有機質土壌改良資材の形状や生産方法等から、次に掲げる通知等を参考に、検査対象ロットの考え方や試料の採取（サンプリング）方法、試料の前処理方法について記載すること。なお、これらの通知と同じ方法を採用する場合は、通知名を明記してその旨を記載すること。

- ①「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」（平成23年8月31日付け農林水産省生産局農業生産支援課長、農業環境対策課長通知）
- ②「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」（平成23年8月5日農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）
- ③「飼料中の放射性セシウムの検査方法について」（平成23年8月3日付け農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）
- ④「調理加熱用の薪及び木炭の放射性セシウム測定のための検査方法」（平成23年11月18日付け林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）
- ⑤「土壌改良資材として利用される木炭・木酢液中の放射性セシウム測定の扱いについて」（平成23年10月7日付け農林水産省生産局農産部農業環境対策課長通知）
- ⑥「放射能測定シリーズ7」（文部科学省）

(1) ロットの考え方

注：堆積された有機質土壌改良資材の1山や概ね1回に出荷する量ごと等、検査の対象とする1ロットの考え方を記載すること。

(2) 試料の採取（サンプリング）方法

注：ロットにおける試料の均一性の確保及び土の巻き込み等交差汚染の防止の観点から、試料採取方法と採取量を記載すること。

(3) 試料の前処理方法

注：有機質土壌改良資材の形状（土・粉状のもの、塊状のもの、長いもの等）から、のこぎりで粉にする、包丁やはさみで細かく刻む、ハンマーでつぶす等、可能な限り試料を均質にしてマリネリ容器に空隙を作らない形状にする方法とすること。

(4) 分析

分析機関名	(例) 〇〇分析センター
分析機器名	ゲルマニウム半導体検出器
分析機関の精度の確保	標準線源を用いて、毎週 1 回確認、 校正を行っている。